

文教厚生委員会 会議録

日 時 平成30年5月28日（月曜日）
午前10時開会、午前11時15分閉会
場 所 第2委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
(1) 教育委員会関係
(2) 保健福祉部関係
(3) その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（9名）

委員長	柳澤	明
副委員長	井上	圭一
委 員	松本	茂男
委 員	折本	明
委 員	福田	一夫
委 員	荒井	武
委 員	鈴木	一彦
委 員	下村	壽郎
委 員	塚原	圭二

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

教育部長	服部	正彦
教育委員会参事	菊地	正和
教育総務課長	平井	康裕
学務課長	元川	宏
文化生涯学習課長	佐賀	憲一
スポーツ振興課	根本	卓也

国体推進課長	北島 康雄
指導課長	鶴田 由紀子
第一学校給食センター所長	日下部 悦子
第二学校給食センター所長	多田 宏
図書館長	入沢 弘子
図書館副館長	大貫 三千夫
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	佐野 善則
国保年金課長	羽生 元幸
健康増進課長	塚本 浩幸
療育支援センター所長	直井 洋明
つくしの家所長	中村 孝一

事務局職員出席者

係長 宮崎 清司

傍聴者 (なし)

○柳澤委員長 おはようございます。只今より第2回定例会の事前委員会を開催いたします。まず、4月の人事異動で執行部の入れ替わりがありましたので、部長以下全員の自己紹介をいただけますか。

○服部教育部長 教育部長の服部です。よろしくお願いいたします。

○鶴田指導課長 指導課長の鶴田です。よろしくお願いいたします。

○平井教育総務課長 教育総務課長の平井と申します。4月の人事異動により、総務課危機管理室より参りました。初めての委員会となりますのでよろしくお願いいたします。

○元川学務課長 学務課の元川と申します。4月に就任いたしました。1年間よろしくお願いいたします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課の佐賀と申します。4月の人事異動で参りました。初めてとなりますので、よろしくお願いいたします。

○根本スポーツ振興課長 教育総務課からスポーツ振興課になりました根本でございます。よろしくお願いいたします。

○北島国体推進課長 国体推進課の北島です。2年目となります。よろしくお願いいたします。

○大貫図書館副館長 図書館副館長の大貫と申します。よろしくお願いいたします。

○入沢図書館館長 図書館館長の入沢と申します。よろしくお願いいたします。

○日下部第一学校給食センター所長 第一学校給食センター所長の日下部です。よろしくお願いいたします。

○多田第二学校給食センター所長 第二給学校給食センターの多田です。よろしくお願いいたします。

○木塚博物館副館長 博物館副館長の木塚です。よろしくお願いいたします。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長の黒澤です。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。1年間よろしくお願いいたします。それでは、協議及び報告事項に入ります。

まず、議案関係（1）土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 1ページをお開き願います。

土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が4月1日に施行されました。放課後児童クラブで従事していただいております支援員さんと補助員さんがいらっしゃいますけれども、この支援員さんの資格の明確化と、資格要件の拡大を行うというものでございます。

3ページをご覧ください。横向きの資料でございますが、下の方第10条第3項でございます。放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当する者とされております。保育士や社会福祉士、教員などそういった資格を持つ方は研修を受けていただきそのまま支援員として従事していただきます。高等学校卒業者等で資格を持たない方は補助員

として2年以上の経験を経てから支援員になるというものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。第4号にアンダーラインが引かれております。右が現行、左が改正後でございます。これまでは、「教諭となる資格を有するもの」となっておりましたが、教員の免許状の更新を受けていない場合、支援員の資格が取り消されますので、取り扱いを明確にするため「免許状を有するもの」とするものでございます。これはこれまでの運用等が変わるものではございません。

続きまして5ページ、下の方の第9号では「高等学校卒業者等で2年以上従事した者」とございますが、今回新たに第10号としまして、「5年以上従事したもの」が追加されました。これは、中学校卒業者の方が補助員として5年以上従事した場合に支援員になれるよう資格要件を拡大するものでございます。なお、本市におきまして現在従事していただいている補助員の皆さんは高等学校卒業者以上でございまして、第9号の要件を満たしていることから、この条例は公布の日から施行するものとさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問があれば。

(発言者なし)

○柳澤委員長 特になければ次へ。(2)平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)について、執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 学務課でございます。「1議案関係」の「(2)平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)」について説明させていただきます。資料の6ページをお願いいたします。

今回の補正予算の内容につきましては、学校給食センター再整備事業において申請しておりました文部科学省の学校施設環境改善交付金が不採択となりましたことから、今年度に歳入として見込んでおりました交付金の全額を減額いたしますとともに、それに伴いまして、財源の更正を行うものでございます。

この学校施設環境改善交付金につきましては、公立の学校施設において、構造上危険な状態にある建物の改築や長寿命化改良、補強、大規模改造などの工事に要する経費の一部を交付金として支給するというものでございましたが、その中に学校給食施設の改築も含まれておりましたことから、本市の学校給食センター再整備事業につきましても、平成29年6月に交付金の申請をしておりました。

その後、平成29年12月に学校給食施設に関する交付金の採択基準が初めて示されまして、それによりますと、新たに学校給食を開始することに伴って学校給食施設を整備する事業を優先し、次に、それ以外の事業で、財政力指数や既存施設の整備経過年数、実施設計や用地取得が既に完了しているか、などを総合的に考慮して採択順位を判断すると示されました。

なお、茨城県によりますと、平成30年度予算におきましては、県内の当初の交付金申請件数は4件で、うち採択されたのは1件というものでございました。

資料の「2学校給食センター再整備総事業費(見込み)」をご覧ください。学校給食セ

ンター再整備事業の総事業費につきましては、こちらにお示ししたとおり約3億3,000万円を見込んでおり、うち交付金の対象となっておりましたのが、表の上から3段目と4段目の太字で表記させていただきました「建設工事」と「厨房機器」の部分に交付金対象として要求してございました。なお、こちらの事業につきましては、「区分」の欄にカッコ書きで記載させていただきましたが、建設工事費につきましては、平成30年度から平成32年度までの3カ年の継続費、厨房機器購入費につきましては、同じく平成30年度から平成32年度までの債務負担行為となっております。

続きまして、歳入として予定しておりました交付金の具体的な金額につきましては、資料7ページをお願いいたします。「3交付金対象経費の財源更正」の上の表、当初の表をご覧ください。財源内訳の中の「国県支出金」の欄をご覧くださいと思います。本事業におきましては、網掛けで表示させていただいた合計欄に記載のとおり、平成30年度から平成32年度までで、総額3億8,161万8,000円の交付金を見込んでおりましたが、今般の交付金不採択の結果を受けまして、下の「補正後」の表のとおり、国県支出金は0となり、その分を地方債と一般財源で賄うこととなりますことから、財源が更正となるものでございます。

うち、本件につきましては、平成30年度分の補正予算でございますので、ただ今説明させていただいた「当初」と「補正後」の表で申し上げますと、それぞれ継続費の1行目「30年度」の部分になりますが、「4今年度の補正予算額」に記載させていただいております。

歳入につきましては、今年度に予定しておりました交付金1,602万4,000円の全額を減額、歳出につきましては、歳出の額に変更はございませんが、交付金として予定しておりました1,602万4,000円を、地方債730万円、一般財源872万4,000円の増額により賄う内容で財源を更正するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、8ページと9ページに整備スケジュール（案）と配置計画の図面を付けさせていただきましたが、学校給食センター再整備事業につきましては、現在の第1・第2学校給食センターの老朽化が著しく、耐震基準も満たしていないこと、また、今回の交付金の不採択を受けて工事を先送りにした場合、消費税の増税、資材や人件費の単価上昇等により、工事費の更なる増額が見込まれますことなどから、これまでの予定通りのスケジュールで整備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

○荒井委員 何で不採択になったの。

○元川学務課長 今まで学校給食をやっていないで新たに施設を整備するところが最優先されたとのことで、次に優先されるのが、財政力指数などの審査ということで、4か所手が挙がったんですけれども、土浦市はそのような基準に照らし合わせて不採択になったということで伺っております。

○荒井委員 今後も全然ダメだっていうことになるんですか。

○元川学務課長 来年度の状況についても県に確認をさせていただいたんですけれども、

来年度は今のところ3か所手を挙げる見込みということで、そちらのほうも財政力指数の観点から採択になる可能性は低いのではないかということでしたので、予定通り工事を進めさせていただくということでございます。

○荒井委員 交付金を当てにしていたと思うんだけど、他に対する影響はどのような形ででてるんですか。

○元川学務課長 市全体の話にもなるんですが、財政課と綿密に協議をさせていただきまして、歳出をこれまで以上に抑える検討が必要になってくると思われまますので、そのような協議もさせていただいているところでございます。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 質問もないようなのでそれでは次に、報告事項(1)土浦市行政組織条例等の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 学務課でございます。資料の10ページをお願いいたします。「2報告事項」の「(1)土浦市行政組織条例等の一部改正について」でございます。

本件につきましては、政策企画課において関係条例を一括して改正するもので、総務市民委員会の案件ではございますが、その中に本文教厚生委員会に関連いたします健康増進課及びスポーツ振興課が所管する条例が含まれておりますことから、委員の皆様へ報告させていただくものでございます。

また、今回の改正につきましては、学校給食センターの再整備に伴うものでございますので、事業担当課である学務課より説明させていただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨につきましては、旧新治庁舎跡地に新たに学校給食センターを建設するに当たりまして、学校給食センター敷地の面積・所管等を明確にするために敷地部分の土地を分筆したことに伴いまして「1改正の趣旨」に記載させていただいた4つの条例の中の施設等の位置を規定する地番が変更となりますことから、一部改正を行うものでございます。本委員会に関係するものは下線を引かせていただいた「土浦市保健センター条例」と「土浦市新治トレーニングセンター条例」になります。

分筆の具体的な内容につきましては、資料の12ページ13ページをご覧くださいと存じます。まず、12ページですけれども、こちらが分筆前の状況になります。ご覧のとおり保健センター新治分室及び新治トレーニングセンターにつきましては、条例における位置の規定では、これまでは「土浦市藤沢990番地」との表記なっております。

次に、13ページをお願いいたします。こちらが分筆後の状況でございます、破線が表示させていただいた部分が学校給食センターの敷地となります。この分筆に伴いまして、保健センター新治分室及び新治トレーニングセンターの敷地の地番が「土浦市藤沢990番地」から「土浦市藤沢990番地1」に変更となりますことから、ページを戻っていただいて、資料10ページから11ページに記載させていただいた新旧対照表のとおり条例の一部を改正するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。
- 鈴木委員 役所サイドで分筆を行うと思うんですが、家屋調査士などに仕事を発注してやるということによろしいんですか。
- 元川学務課長 分筆は昨年の11月に行っておりまして、業者でやったのか市でやったのか把握しておりませんでしたので、確認させていただければと思います。
- 鈴木委員 分筆は完了しているということですね。
- 元川学務課長 完了してございます。先ほどのご質問ですが、測量は業者委託、登記は市で実施したということでございます。
- 鈴木委員 分筆と登記が終わっていて条例改正が後っていうのは大丈夫なんですか。我々が考えると、議案が可決してからじゃないのかなと思ったんですが、その辺の作業の流れについて、間違えなかったかどうか。
- 元川学務課長 本来ですと分筆した後に速やかに行うべき部分があったということは、こちらも理解しておりまして、反省してございます。
- 鈴木委員 他にもこのような手順でやってきたんですか。
- 服部教育部長 通常は議決を待って分筆するのではなくて、実行して直ぐに行うということだと思います。他の所管に情報の提供が遅れたということで、先ほど課長からも申しあげましたけれども、申し訳なかったの思いはございます。
- 鈴木委員 今後は情報の提供は早くお願いしたいと思います。
- 柳澤委員長 今の件なんですが、年に4回定例会をやってますよね、その間に急いでやらなければならなかったという状況ではないんだよね。分筆は当初から分かっているわけだから。作業が終了してから議会に報告という部長から話しがあったんだけど、本来はそうではないでしょ。分筆の予定がある時点で委員会には少なくとも報告してもらえれば。過去に何度も議会が大騒ぎしたケースがあったんですよ。新聞に先に書かれちゃって、慌てて臨時に議会を開いて後から説明をしたとか、そのようなことを何回も繰り返してきていて最近はやっと無くなってきた。非常に些細な案件だと思う。元川課長が来る前の話しで、元川課長も分からなくてつらいと思うけれども。些細な案件でもあっても順番を間違えてしまうと変な話しになってきちゃうとしょうがないんで、方向が決まった時点で、少なくとも委員会には報告してもらおうと。今後はお願いいたします。
- 服部教育部長 今後は十分注意したいと思います。
- 柳澤委員長 それでは次に、(2)土浦市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計について 執行部より説明をお願いします。
- 佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課でございます。14ページをお開き願います。土浦市市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計でございます。市民会館の耐震補強や施設の延命化に繋がる改修の実施につきまして、3月議会の委員会で中間報告をさせていただいております。このたび、実施設計の内容がまとまってまいりましたので、変更があった点につきまして報告をさせていただきます。
- 別添の「資料1」をご覧ください。カラーのパス図が載っている資料でございます。表紙をめくっていただいて1ページをお願いします。工事用仮囲いを赤い破線で示させ

て頂きました。市民会館建物の南側駐車場全面と東側侵入路の片側、中央分離帯付近までを囲う予定です。耐震補強でございますが、耐震評定委員会におきまして指摘があり、緑色で示しておりますバットレス壁補強が前回、東側西側ともに2箇所ずつだったものを、東側を4箇所に増やし、さらに北側に赤い格子で示しております、耐風梁補強を追加することで、より強固なものにいたします。なお、この変更で3月29日に耐震評定委員会で承認済みでございます。

次に、2ページをご覧ください。左下の改修スケジュールでございます。赤字で示しております32年の利用開始時期でございますが、工事期間が3月末までとなりまして、4月に入ってから備品等の搬入や準備作業となることから、利用開始につきましては4月末から5月初め頃になる予定でございます。

3ページをご覧ください。1階部分の平面図です。図面左下、紫色の四角がエレベータでございますが、その上の第3会議室との間に会議室を利用する車椅子利用者用のスロープを設置するものです。トイレの数につきましては資料2をご覧ください。「衛生器具の適正個数算定法」に基づき数を算定しておりまして、男子小便器は余裕があることから4基減らし、女子トイレを6基増やすものです。多目的トイレにつきましては、今までは1階に車椅子で利用可能な障害者トイレのみでしたが、1階2階それぞれに多目的トイレを設置いたします。また会議室側には車椅子でも利用可能なスペースを広めに取った「ゆったりトイレ」を設けます。

資料1の4ページをご覧ください。2階部分の平面図です。図面左下、赤で示しました消防用キャットウォークでございます。災害時に正面ガラスを割って消防隊が進入するものです。前回、大ホールまで大きく伸びていたものでしたが、複数方向から進入口を設けた方がいいことから、東西の屋外階段の扉を水圧で開錠できる扉にし、小ホール楽屋北側の窓を腰高のものに改修することで4方向を確保すると共に、キャットウォークを小さくし平時の景観に配慮しました。

5ページをお願いします。5ページにつきましては、3階部分の平面図でございますが、特に大きな変更等はございません。

6ページをご覧ください。工事に伴う桜の伐採です。青い枠で囲まれた計12本の桜が耐震補強や駐輪場等の整備に支障となることから、伐採せざるを得ないものでございます。右下に写真を添付させていただいております。移植等には耐えられない桜となっておりますので、伐採ということで対応させていただきたいと存じます。

表紙のパース図でございますが、東側にある広い第1駐車場から見たものでございます。東側壁面のバットレス壁の4枚の壁と北側のバットレス壁の右側に見えるところでございますが、2階3階部分に耐風梁補強という、外観の変更点がイメージしていただけるかと思っております。

なお、予算につきましては耐震補強が増えたことにより主体工事が増額になる見込みですが、その他設備工事等を調整しまして、当初見込んだ金額で収まるよう進めていきたいと考えております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

○下村委員 桜の木を伐採した後は何か植樹はお考えなのか。

○佐賀文化生涯学習課長 桜の木につきましては、バットレスの壁が完全にあるものですから、そこの部分に再度植樹をすることは厳しいものでございます。絵のほうに見えます桜の木でございますが、中央分離帯の部分に桜が植わっておりまして、それがイメージで描かれているものでございます。

○下村委員 14ページの「契約の概要」のに変更契約額となっておりますので、以前の金額を確認したいのですが。

○佐賀文化生涯学習課長 設計を行う際の金額でございますが、、、。

○服部教育部長 本委員会での報告でよろしいですか。

○柳澤委員長 いいですよ。

○下村委員 中身というのが、バットレスが増えたとか、キャットウォークを減らしたとか、消防隊が入れるように水圧で開錠できる扉とかの設計変更に伴って、この契約金額が増えたのか、そこら辺まで知りたい。設計業務として提出して適正かどうか判断してもらうわけですね、設計屋さんが見落とししていたのかなと疑問が湧きましたので、これは耐震のための大規模改修ですから設計屋はその辺を考えて業務をするわけですね、それが、新たに追加になりましたということは、見落とししたんですかという疑問があるものですから聞きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 設計業者からの提案で見直ししたということでもよろしいんですか。担当課で、これじゃ弱くないかということでもそのようなことを設計業者に行って変えましょうかとなった話なのかな。

○佐賀文化生涯学習課長 耐震評定委員会というものがございまして、耐震補強をさらに変更するというように指摘を受けたものでございます。

○下村委員 委員長が言われたとおり、設計業者が見落とししたのではないかという疑問があるので、その辺を明確にさせていただきたいということです。

○柳澤委員長 その辺も合せて本委員会をお願いいたします。

○荒井委員 道路の面に緑地帯がありますよね。駐車場が狭いんだよね。駐車場が少ないのでここを協議したのかどうか。教えていただければと思うんですが。

○佐賀文化生涯学習課長 植栽についてはなるべく残すような形で検討させていただきまして、駐車場問題につきましては、別なところに駐車場が広げられるかどうか検討をさせていただければと思います。

○荒井委員 確認です。ここは緑地帯として残しておいて、駐車場はまた今から考えますよということでもいいんですか。

○佐賀文化生涯学習課長 そのとおりでございます。

○柳澤委員長 資料の縮尺は合ってるんですか。この緑地の部分が強調されているように思うんだけど。

○佐賀文化生涯学習課長 資料の1ページの下にあります800分の1で作成させていただいております。

○柳澤委員長 縮尺は合っていると。無駄なような気もするよね。緑地帯を何パーセン

トにしないでと緑地率の決まりがあるのかな。その辺も合せて後で。他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは以上で、教育委員会から提出された資料の説明は終了しました。その他、何かありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 なければ暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。

(10時45分から10時55分まで休憩)

○柳澤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続いて、保健福祉部を行います。

まず、新年度になりましたので、改めて執行部全員の自己紹介をお願いします。

○川村保健福祉部長 保健福祉部長の川村です。よろしくお願いいたします。

○長谷川社会福祉課長 社会福祉課の長谷川です。よろしくお願いいたします。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課の加藤です。よろしくお願いいたします。

○藤井こども福祉課長 こども福祉課の藤井です。よろしくお願いいたします。

○佐野高齢福祉課長 高齢福祉課の佐野です。よろしくお願いいたします。

○羽生国保年金課長 国保年金課の羽生です。よろしくお願いいたします。

○塚本健康増進課長 健康増進課の塚本です。よろしくお願いいたします。

○直井療育支援センター所長 療育支援センターの直井です。健康増進課から異動になりました。よろしくお願いいたします。

○中村つくしの家所長 つくしの家の所長、中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 それでは、1年間よろしくお願いいたします。協議及び報告事項に入ります。

まず、報告関係(1)土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 国保年金課でございます。保健福祉部資料の1ページをお願いいたします。「土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について」ご説明させていただきます。

今回、改正理由としまして、1点目、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本条例を改正して施行させる必要があります。専決処分を行ったものでございます。

改正概要でございますが、まず、アの課税限度額の引上げでございます。基礎課税額について「54万円」を「58万円」に引き上げるものでございます。

これによりまして、課税限度額総額は、「89万円」から「93万円」に引き上げられることとなり、高所得層の国保税の負担が増えることとなります。

次に、イの低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、「27万円」を「27万5,000円」に引き上げると、2割軽減の対象の場合も同様に、「49万円」を「50万円」に引き上げる

ものでございます。

次のページをお願いします。改正理由の2点目、原発避難者の国保税の減免に対する国の財政支援措置の延長に係る改正でございます。

これまで、原発避難者に対する国民健康保険税の減免を行った場合、原発避難者に限り申請期限を設定しない特例を設けて対応してきました。この財政支援が平成30年度も延長されるとの通知があったことから本条例の一部を改正するものです。施行日は、平成30年4月1日でございます。以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。議案関係(1)土浦市つくしの家条例の一部改正(案)について、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課です。「事前委員会資料」3ページをお願いいたします。土浦市つくしの家条例の一部改正(案)につきましてご説明させていただきます。

改正の理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成17年に施行され、障害者のニーズに応じたサービスの選択が可能となったことにより、通所する利用者数の増減に対応して、サービス提供体制を迅速に整備するために、条例の一部改正をするものです。

改正内容といたしましては、現在、土浦市つくしの家では4つの障害福祉サービス、生活介護、就労継続支援、自立訓練、就労移行支援を提供しておりますが、そのうち、2つのサービス、自立訓練・生活訓練と就労移行支援については、サービス事業所が増えた影響などにより、今後、利用者が見込めないことから、「利用しようとする者がいない」と市長が認めた障害福祉サービスにつきましては、当概事業を休止することができる」という文言を加えること。また、これに併せて、各障害福祉サービスの利用定員については、条例とは別に運営規定に定めることとし、利用実態に応じたサービス提供体制が行えるようにするものでございます。

さらに、その他、条例改正に伴い文言の整理を行うものです。施行日は、公布の日から施行するものでございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

○荒井委員 今の利用者は何人くらいいるんですか。

○加藤障害福祉課長 4つの事業が指定を受けているんですが、自立訓練・生活訓練は0人、就労移行支援も0人、生活介護が13人、就労継続支援が46人となっております。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に、(2)土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正(案)について、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 資料の4ページをお願いします。土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正(案)につきましてご説明いたします。

改正の理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成17年に施行され、障害者のニーズに応じたサービスの選択が可能となったことにより、通所する利用者数の増減に対応して、サービス提供体制を迅速に整備するために、条例の一部改正をするものです。

改正内容といたしましては、現在、土浦市障害者自立支援センターでは2つの障害福祉サービス、自立訓練・機能訓練と生活介護を提供しておりますが、そのうち、1つのサービス、自立訓練・機能訓練につきましては、障害者の重度化などにより、今後、利用者が見込めないことから「利用しようとする者がいないと市長が認めた障害福祉サービスについては、当概事業を休止することができる」という文言を加える改正をするものです。また、省令の改正に合わせ、条項のずれや文言の整理を行うものです。

施行日は、公布の日から施行するものでございます。説明は以上となります。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に、(3)土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正(案)について、執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 国保年金課でございます。委員会資料の5ページをお願いいたします。

土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

今回の改正は、県の医療福祉対策要綱の改正に伴い、医療福祉費支給に関する条例の一部改正を行うものです。

改正理由ですが、通称「マル福制度」のうち、県制度、図の黒い部分になりますが、「小児」について、従来、外来が小学校6年生まで、入院が中学校3年生までを助成対象としておりましたが、平成30年10月から入院のみ高校3年生まで助成対象年齢を拡大することとなったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としまして、高校3年生相当の入院まで給付の対象を拡大することから、小児の規定及び給付の対象を中学校3年生「15歳」を高校3年生「18歳」に改めるものです。施行日は、平成30年10月1日でございます。以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に、(4)生活保護対策事業の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 社会福祉課です。委員会資料6ページをご覧ください。一般会計補正予算(案)「生活保護対策事業」についてご説明いたします。

現在、国会で審議されている生活保護法の改正により、平成30年10月から生活保護基準額が見直しとなる予定でございます。

それに伴いまして、生活保護費を支給するために導入している生活保護システムの改修が必要となるため、その費用の増額補正の要求になります。

生活保護基準額については、まだ国から案を示されている段階で、決定ではありません。

んが、システム改修のプログラム開発に時間を要し、9月議会の補正では間に合わないため、6月議会で補正をお願いするものです。

補正額といたしましては、歳出で、現在示されている生活保護基準額の改正案でシステムを改修する電算委託料の162万円の増額補正となっております。なお、このシステムの改修費用は国庫補助金の対象となりますので、歳入補正額としまして、歳出の補正額162万円の2分の1の81万円の増額補正となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に、(5) 災害援護資金貸付金償還金の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 社会福祉課です。資料7ページをご覧ください。一般会計補正予算(案)「災害援護資金貸付金償還金」についてご説明いたします。

災害援護資金貸付金は、東日本大震災により住居、家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金を「土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき貸付しておりますが、本年2月に借受人の一人から繰上償還が行われ、その金額を茨城県へ償還する必要が生じたことから増額補正をお願いするものでございます。

本償還金につきましては、年度の上半期に借受人から償還されたものについては、当該年度の下半期に、下半期に償還されたものについては、翌年度の上半期に茨城県へ償還することになっております。

今回の償還額は、平成30年2月に繰上げ償還された1件分、貸付金全額の170万円で、平成30年9月末までに県へ償還するものです。繰上償還が2月だったために当初予算に間に合いませんでしたので、補正をお願いするものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に、(6) 医療福祉費助成事業の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 国保年金課でございます。委員会資料の8ページをお願いいたします。平成30年度土浦市一般会計補正予算(案)のうち「医療福祉費助成事業」について、ご説明させていただきます。

先ほど「土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」でもご説明させていただきましたが、10月から小児マル福のうち入院のみ高校3年生相当まで助成対象年齢を拡大することに伴い、助成に係る費用について増額補正をお願いするものでございます。

補正の概要でございますが、歳入は県補助金として扶助費等の1/2の計上で、歳出は、役務費が拡大対象者3,400人分の勸奨通知書の郵送料、委託料が通知書作成の電算委託料、扶助費は10月から5か月分の計上でございます。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ記載のとおりでございます。以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何かありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 なければ、執行部の方は退席して結構です。

委員の皆さんは打ち合わせがありますので、今しばらくお願いします。

(執行部退席)

○柳澤委員長 それでは、その他として事務局から事務連絡をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 まず、資料でございます、六中地区公民館での意見交換において未回答だった意見(提言)の回答についてでございます。

こちらは、5月10日に六中地区公民館で開催いたしました議会報告会で、市民の方からいただいた提言書で未回答のものでございます。回答につきましては、5月17日に開催されました広報広聴委員会におきまして、8月中旬発行の議会だよりに掲載することとなり、回答を作成する委員会も決定されまして、文教厚生委員会の分につきましては、3つほどございました。この回答の作成につきましては、本日協議を行うのか、いつの委員会で回答を作成するのかご協議をいただければと存じます。

○柳澤委員長 この前の議会報告会に出ました市民からの質問について、答えをまとめてくださいということなのですが、どういうふうにしましょう。一括して皆さんで協議するか、それぞれ担当を決めてお願いして6月の委員会でやりましょうか。そのほうが早いと思うんですが。

○荒井委員 事務局に案を頼んで。

○柳澤委員長 事務局に任せちゃう。それでいいですか。まず、事務局でまとめてくれるか。それを6月の委員会で揉みましょう。

○宮崎議会事務局係長 委員長と相談させていただきながらでお願いします。

○柳澤委員長 それでは、この件につきましては6月の定例会で決定したいと思います。それでは次。

○宮崎議会事務局係長 文教厚生委員会の行政視察についてでございます。行程表をお配りさせていただいてございます。7月3日に明石市、7月4日に高松丸亀町振興組合、7月5日に高松市でございます。よろしくお願いいいたします。

○柳澤委員長 これについて何か特別に希望があれば今のうちにお伺いしておきます。ないですか。

(発言なし)

○柳澤委員長 では次。

○宮崎議会事務局係長 全員協議会の開催でございます。6月5日、9時30分から開催となっておりますのでよろしくお願いいいたします。続きまして、委員会の開催、受動喫煙の勉強会についてでございます。6月20日、13時30分からとなっております。よろしくお願いいいたします。また、毎年6月定例会の委員会終了時に執行部との懇親会

を行っているようでございますが、今年度は如何いたしましょうか。

○柳澤委員長 今年度は開催いたしますか。

(「いいんじゃないの」の発言あり)

○柳澤委員長 やるということで。会場、その他は事務局にお任せいたします。

○宮崎議会事務局係長 はい。日程のほうは如何いたしましょうか。

○柳澤委員長 13日か14日どちらか。

(「決めちゃいましょう」の発言あり)

○柳澤委員長 では決めますか。14日でどうでしょう。

(「はい」の発言あり)

○柳澤委員長 では、14日をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 事務局からは以上でございます。

○柳澤委員長 それでは、6月1日から副委員長が交代することで、下村委員にやっていただいてはどうかと。

(多数から「はい」の返事あり)

○柳澤委員長 よろしいでしょうか。それでは、6月1日から下村副委員長ということ
でよろしくをお願いします。それともう1つ、本来、委員長も交代なんです。

(「交代しなくていいよ」「継続をお願いします」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、もう1年、下村委員と2人で。

(「よろしくをお願いします」の声あり)。

○柳澤委員長 その他、皆さまから何かございますか。

(発言なし)

○柳澤委員長 それでは以上で、文教厚生委員会を閉会します。お疲れ様でした。